

石川県県央農林庁舎環境行動計画

平成21年12月16日

■取組方針

本事業所は、石川県県央農林総合事務所と石川県消費生活支援センターで構成され、石川県県央農林総合事務所は、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町を管内としており、地域の農林業発展のために、各種事業の実施を通して、人づくり、地域づくりに努めています。

また、石川県消費生活支援センターは、県民の消費生活の向上のために、消費生活相談、消費者教育・啓発及び商品テストなどの事業を実施しています。

しかしながら、地球温暖化等、地球環境の保全が問題となっている今日、本事業所において事業活動を推進していく上で、環境に配慮したシステムを組み入れ、職員一人ひとりの力を結集し、環境負荷低減等の環境保全活動を推進していくことが求められていると考えます。また、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範となるよう行動する使命を背負っているものと認識しています。

本事業所は、上記の基本的な考え方を基に、次に掲げる環境負荷低減等、環境保全活動の取組みについて、環境関係法令を遵守するとともに、環境目標及び具体的取組内容を定め、実行し、定期的に見直し、継続的に改善を行い、推進を図ります。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化(紙の節約)を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 事務用品の購入に当たっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ③ 資源(用紙)のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ④ 各種事業の実施に当たって、良好な環境の保全・創出に努め、各種連絡会や情報提供等を通じて、地域及び県民への環境保全意識の普及啓発に努めます。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成21年12月16日

石川県県央農林総合事務所
所長 高 義 見

石川県消費生活支援センター
所長 近 田 真理子

3 環境負荷低減等、環境保全活動の取組

(1) 取組方針「①事業活動の中で省エネ・省資源化(紙の節約)を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。」に基づき、次の取組目標及び具体的な取組内容を掲げ、推進します。

目標-1	二酸化炭素の排出量を平成18年度(528,156kg-CO ₂)を基準として、平成22年度までに約5%削減(501,748kg-CO ₂ 以下)する。
具体的な取組内容	<p>(事務所での取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 冷房温度(28度)と暖房温度(20度)を厳守する。 ② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源OFFを徹底する。 ③ 人のいないエリアの消灯を徹底する。 ③ パソコン・コピー機の節電機能を活用する。 ④ ボイラーの循環水の温度を適切に設定する。 ⑤ 冷房の使用は午後以降のみとする。 ⑥ 照明器具の省エネ化を進める。 <p>(公用車使用に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エコドライブ講習会に参加し、運転の際意識的に実践する。 ② 車両運転開始時点検を行う。 ③ 会議・打ち合わせなどの計画を事前に集約し、効率的な公用車の使用に努め、乗り合わせを徹底する。
目標-2	紙等の省資源に努めるとともに、「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握し、廃棄物の漸減に努めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物排出量を正確に計測・記録する。 ② シュレッダーの使用は機密書類に限定する。 ③ 重要な書類は直接製紙工場に持ち込み、自身で溶解する。 ④ 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう。 ⑤ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する。 ⑥ 封筒、ファイル、フォルダーは繰り返し使用する。

(2) 取組方針「②事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。」に基づき、次の取組目標及び具体的な取組内容を掲げ推進します。

目標-3	環境に配慮したOA機器・事務用品を使用する。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ100%に近づける。 ② 「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識させる。 ③ 当事業所が発行する印刷物納入等に携わる業者に対し、①に取り組むよう協力を依頼する。

(3) 取組方針「③資源(用紙)のリサイクルを進め、有効利用を図ります。」に基づき、次の取組目標及び具体的な取組内容を掲げ推進します。

目標-4	コピー用紙の使用量を、平成18～20年度の3カ年平均(4,617kg)を基準として平成22年度までに25%削減(3,463kg以下)する。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 作成した資料やメール等で収受した資料はパソコン画面上での確認を徹底する。 ② 書類・資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する。 ③ 両面印刷、両面コピーを徹底する。 ④ 使用済み用紙の裏面を利用する。 ⑤ 連絡会や打合等で配布する資料作成にあたっては、ある程度参加者数を予測して、印刷は必要最低限の部数に抑制する。 ⑥ 施設のトイレ内に、トイレトペーパー節約の張り紙をする。

(4) 取組方針「④各種事業の実施に当たって、良好な環境の保全・創出に努め、各種連絡会や情報提供等を通じて、地域及び県民への環境保全意識の普及啓発に努めます。」に基づき、次の取組目標及び具体的な取組内容を掲げ、推進します。

目標-5	農林業に係る各種事業の実施に当たって、できるだけ環境に配慮し、情報提供や啓発普及に努める。(石川県県央農林総合事務所)
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 無農薬農産品の普及に努める。 ② 災害による環境破壊の復旧に努める。 ③ 森林整備によるCO2排出増加に伴う相対的なCO2排出減に努める。 ④ 自然に回帰する材料を利用した土壌整備に努める。
目標-6	商品テスト(啓発テスト含む)や各種講座の実施に当たって、できるだけ省エネ、リサイクル等環境配慮事項を調べ、情報提供に努める。(消費生活支援センター)
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 商品の試買テストを行う際、可能な限り環境配慮事項を抽出し、比較テストを行い結果を情報提供する。 ② 消費者キッズ教室に環境に配慮した啓発テストを組み入れる。 ③ センター講座及び出前講座に環境に配慮した製品の紹介や環境にやさしい暮らし方等を組み入れる。

4 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減等、環境保全活動の取組」を推進するために、次長(事務)を環境管理責任者とし、また責任者の下に環境推進員を置き、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

・「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて推進員及び最終退庁者が毎日確認、記入を行い、月単位で責任者のチェックを受けます。

・年間の電力、燃料などの使用量及びグリーン化製品の購入率を集計し、増減理由や達成率などを分析し、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。

・その他、環境保全活動の取組を推進するために、環境推進員による所内の日常的なミーティングのほか、必要に応じ、会議を開催するなどして情報交換を行います。